

第二期県有施設耐震化整備プログラム

平成 28 年 3 月 25 日

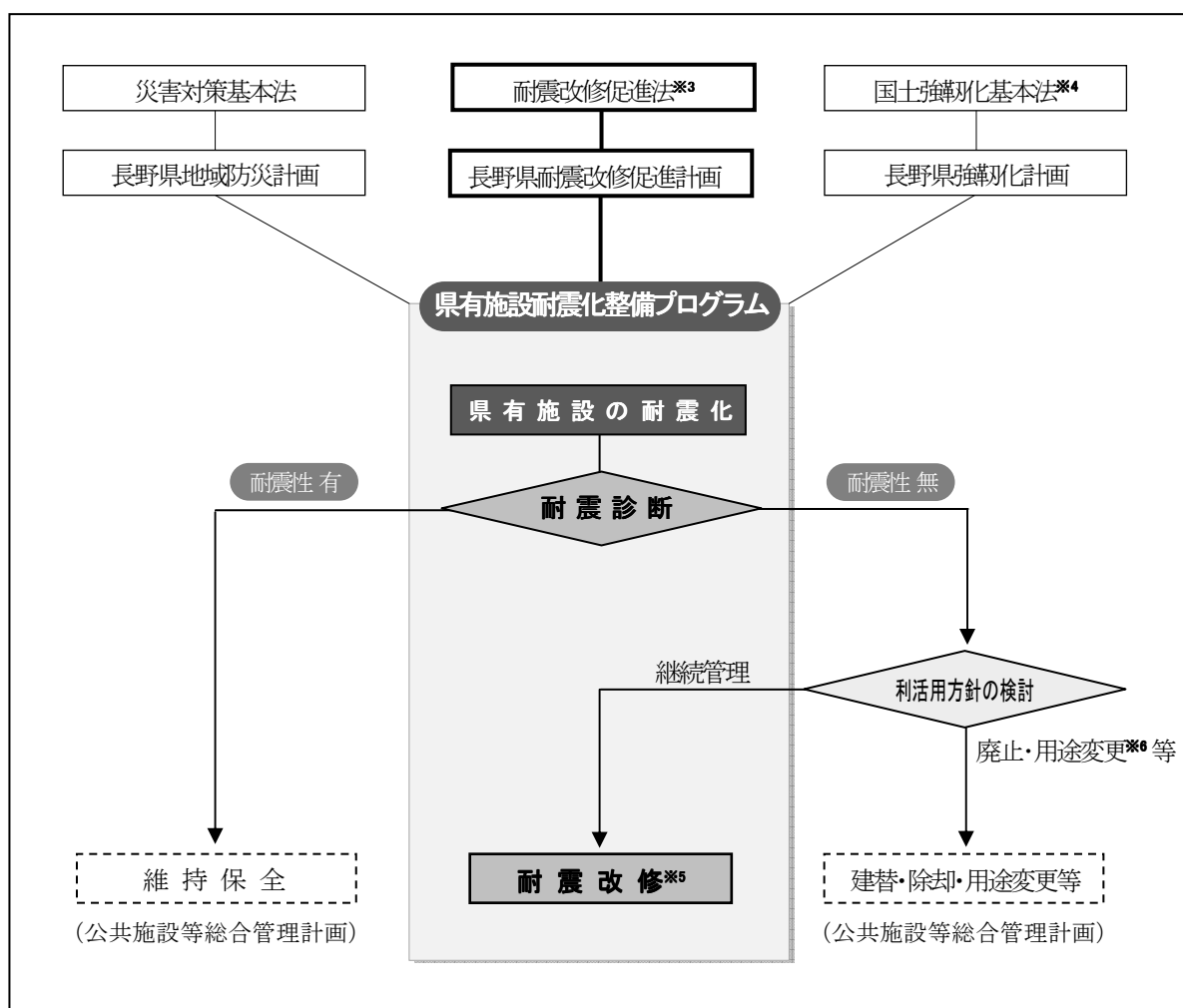
県有施設耐震化調整会議

目 次

	ページ
1 プログラム策定の目的 -----	1
2 県有施設の耐震対策 -----	2
3 県有施設の耐震化の現状 -----	3
4 プログラムによる耐震対策 -----	4
5 県有施設耐震化調整会議の設置 -----	9
6 プログラムの公表等 -----	9

1 プログラム策定の目的

長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）（計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで）に定める県有施設※1の耐震化※2を計画的に進め、大規模地震発生時における県有施設の被害軽減を図り、震災直後でも、災害応急活動や業務の継続に支障がないものとするため、長野県地域防災計画及び長野県強靱化計画を踏まえ、県有施設の耐震対策のスケジュール、目標、耐震化の方法等の基本的な事項を定める。



県有施設耐震化整備プログラムに基づく耐震対策の位置付けと進め方のイメージ

- ※1 県有施設：公用財産又は公共用財産であり、かつ建築基準法第2条第1号に定める建築物。道路、河川等の施設は対象としない。
- ※2 耐震化：耐震診断を実施し、地震により倒壊のおそれがあると判定された建築物や要求される機能が確保できないと判定された建築物に対し耐震改修や改築等を実施し、地震に対する安全性や必要とされる機能を確保することをいう。
- ※3 耐震改修促進法：建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）
- ※4 国土強靱化基本法：強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）
- ※5 耐震改修：耐震性能を向上させるため、柱、梁、壁等の構造上重要な部分を補強する改修工事
- ※6 用途変更：耐震化の方法のひとつ。施設の用途を変更することにより耐震性能の要求水準を引き下げることができる。

2 県有施設の耐震対策

(1) 経 過

阪神淡路大震災を契機として平成7年10月に公布された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」は、平成17年11月に改正され、都道府県は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、住宅及び多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化率を平成27年度までに9割以上とすることを目標とする「都道府県耐震改修促進計画」の策定が義務付けられた。

長野県では、平成19年1月に「長野県耐震改修促進計画」を策定し、公共建築物は、地震時の人命保護だけでなく、被災後の災害応急対策の活動拠点として機能する上でも耐震性能の確保が求められるとの認識のもとに県有施設の耐震化を率先して進めることとし、県有施設のうち災害拠点施設^{※1}及び多数の者が利用する建築物^{※2}の平成27年度における耐震化率の目標を100%とした。

また、その実行計画として平成19年11月に「県有施設耐震化整備プログラム（以下「第一期プログラム」という。）を策定し、耐震性能が確認されていなかった昭和56年5月以前に建設された施設の耐震化を実施した。

一方、第一期プログラム期間中にも平成20年の岩手・宮城内陸地震など大規模地震が頻発し、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。県内でも、平成23年に長野県北部地震や長野県中部地震が、平成26年に長野県神城断層地震が発生しており、今後も大規模地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。また、東日本大震災以降、非構造部材^{※3}の耐震化、被災後の事業活動の継続等の新たな課題も生じている。

このため、県有施設耐震改修促進計画（第Ⅱ期）においては、長野県地域防災計画及び長野県強靱化計画を踏まえ、県有施設においても、震災時の応急活動等に必要な施設を継続して使用できるようにするため、防災上重要な拠点等となる施設の耐震性能の強化や吊り天井等の非構造部材の耐震対策等が平成32年度末までの耐震化の目標^{※4}として示され、プログラムを策定し計画的に進めていくこととされた。

(2) 県有施設の耐震性能の基準

現在、県有施設については、県有施設の耐震対策要綱（平成14年12月11日施行）に基づき、建設時に施設用途に応じて耐震性能の割増を行っている。また、既存施設についても耐震診断及び耐震改修等により、耐震化を図ることとしている。

※1 災害拠点施設：「災害応急対策」に必要な災害対策基本法第50条の各号に掲げる事項を行う施設

<災害対策基本法第50条(要旨)>

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項、(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項、(ウ) 被災者の救護、救助その他保護に関する事項、(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項、(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項、(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項、(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項、(ク) 緊急輸送の確保に関する事項、(ケ) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

※2 多数の者が利用する建築物：耐震改修促進法第14条第1号で定める多数の者が利用する建築物。災害拠点施設以外の一般庁舎、集会場等で延べ面積が1,000㎡以上かつ階数3以上の施設等が該当する。

※3 非構造部材：構造体(柱、梁等)以外の部材。天井材や内外装材等が該当する。

※4 耐震化の目標：「促進計画」の第1-5-(1)-アの「県有施設の耐震化の目標」による。

3 県有施設の耐震化の現状

(1) 第一期プログラムの耐震対策

第一期プログラムでは、表1の災害拠点施設及び多数の者が利用する建築物（以下「災害拠点施設等」という。）1,233棟のうち、旧耐震基準^{※1}により建設された607棟について次の対策を実施した。^{※2}

ア 構造体の耐震化

対象施設の耐震診断を実施し、耐震性能が現行の建築基準法の規定に満たない施設（評価値^{※3}が1未満の施設）について、耐震補強や改築等を実施した。

イ 耐震性能の割増

耐震補強の対象となった災害拠点施設については、県有施設の耐震対策要綱に基づき、構造体の割増補強^{※4}を実施した。

ウ 災害拠点施設の防災機能の強化

第一期プログラムで耐震補強等を実施した県庁及び合同庁舎については、ライフラインの途絶に備え、設備の防災機能の強化を行った。

表1 第一期プログラムの対象施設

(棟)

区 分	県有施設の棟数	
旧耐震基準（56年5月以前の構造基準）の建築物	4,024	災害拠点施設 ・多数の者が利用する建築物 計 1,233
災害拠点施設	569	
多数の者が利用する建築物	38	
上記以外の建物 ^{※5}	3,417	
新耐震基準（56年6月以降の構造基準）の建築物	3,495	
災害拠点施設	503	
多数の者が利用する建築物	123	626
上記以外の建物	2,869	
県有施設の合計	7,519	

*棟数は、第一期プログラム策定時（県営住宅は含まない）

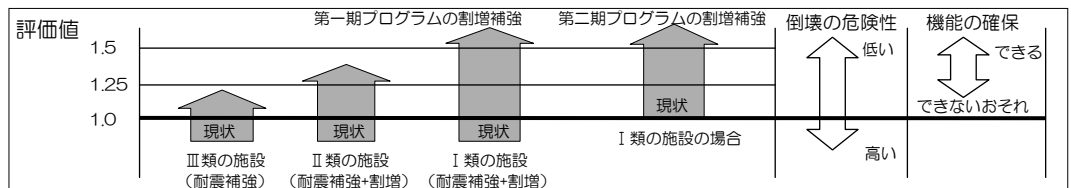
※1 旧耐震基準：昭和56年5月まで適用されていた建築基準法施行令の耐震関係規定の基準。なお、昭和56年6月以降に適用された耐震関係規定の基準については、新耐震基準という。新耐震基準で建設された建築物は、耐用年限中に一度遭遇するか知れない程度の地震（震度6強から震度7程度）に対しても崩壊の危険性は低いとされている。

※2 次の建築物は、第一期プログラムでは耐震対策の対象としていない。

- ① 旧耐震基準の建築物のうち、災害拠点施設等に該当しない建築物 ② 新耐震基準の建築物 ③ 建築非構造部材及び建築設備（一部は実施） ④ 昭和56年6月以降の建築基準法の構造基準の改正に伴い生じた既存不適格部分

※3 評価値：評価値 = I_s (耐震性能をあらわす指標値) / E_s (要求される耐震性能の指標値)

※4 割増補強：災害拠点施設の機能を確保するため、耐震性能の安全率(割増係数)を上乗せして行う耐震補強。



※5 上記以外の建物：災害拠点施設又は多数の者が利用する建築物のうち耐震化の時期が平成28年度以降の施設を含む。

4 プログラムによる耐震対策

(1) 耐震化の方針

第一期プログラムにより災害拠点施設等についての人命の保護を主たる目的とした耐震化が完了したことから、新たに平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間と定め、防災上重要な庁舎等※¹における災害時の応急対策活動の継続や人命の保護を一層推進するため、第二期県有施設耐震化整備プログラム（以下「第二期プログラム」という。）を定め、次の対策を実施する。

- ア 新耐震基準で建設された災害拠点施設等の割増補強等
- イ 旧耐震基準で建設された中規模施設等の耐震化
- ウ 吊り天井等の非構造部材の耐震化
- エ 割増補強等と併せて行う業務の継続に必要な設備の防災機能の強化

(2) 対象施設

第二期プログラムの対象施設※²は、(1)の各方針に対応して(3)ア、(4)ア及び(5)アのとおりとする。

表 2 県有施設耐震化整備プログラムの対象施設のイメージ※³

		第一期プログラムの対象施設	第二期プログラムの対象施設	分類 ※ ⁴
災害 拠点 施設 等	災害 拠点 施設 Ⅰ	[災害応急対策の指揮、情報伝達活動を行う拠点施設] 県庁、合同庁舎、保健所、建設事務所、警察署、交番、無線施設、ダム管理事務所、下水道管理事務所、発電管理事務所 [救急医療活動を行う拠点施設] 総合リハビリテーションセンター	(3)ア[防災上重要な庁舎等] ※ ⁵ 第一期プログラムで割増補強が未了の施設及び新耐震基準で建設された施設 18棟	Ⅰ類
	災害 拠点 施設 Ⅱ	[避難施設] 避難所として指定された施設	(5)ア 吊り天井 51棟	
		[災害時要支援者のための施設] 社会福祉施設等		
		[生徒のための応急教育施設等] 学校校舎、屋内運動場、文化施設 [災害応急対策の拠点施設以外]		
多数の者が利用する建築物	[多数の者が利用する建築物] 災害拠点施設以外の庁舎、職員宿舎、図書館等で大規模な施設	(4)ア[中規模施設等の対象施設] 災害拠点施設等以外の庁舎、学校施設、職員宿舎等※ ⁷ 173棟	Ⅲ類	
その他の施設	中規模施設等※ ⁶			
	小規模施設※ ⁸			

※¹ 防災上重要な庁舎等：災害応急対策の指揮、情報伝達活動を行う拠点施設又は救急医療活動を行う拠点施設のうち、延べ面積が 1,000 ㎡以上の施設

※² 次のいずれかに該当する場合は、第二期プログラムの対象としない。①人が日常立入ることがない施設、②廃止予定又は使用していない施設並びに利用方針が未定の施設、③耐震化を目的とした他の計画の対象施設

※3 第二期プログラムと第一期プログラムの対象施設と対策の関係は下表のとおり。

(参考表1)

区 分	耐震対策の内容			
	構造体の耐震化	非構造部材の耐震化	割増補強	設備の防災機能強化
災害拠点施設	○	△※3-1	△※3-2	△※3-3
多数の者が利用する建築物	○	×		
中規模施設等	×	×		
小規模施設	×※3-4	×※3-5		

[凡例] ○：第一期プログラムで完了、
△：第一期プログラムで一部完了
×：第一期プログラムでは未着手

□：第二期プログラムの対策の範囲

※3-1 第一期プログラムに基づく耐震補強に際し天井の除去が必要となったものは先行して実施済（手戻工事の防止）

※3-2 第一期プログラムに基づき耐震補強を行った県庁及び合同庁舎は先行して実施済（手戻工事の防止）

※3-3 対象施設及び対策の内容は、災害応急対策の活動内容を踏まえ、所管部局と協議して定める。

※3-4 小規模施設の構造体及び非構造部材の耐震化は、維持保全対策として検討

※4 分類：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営計第135号）で定める「耐震安全性の分類」をいう。

※5 防災上重要な庁舎等の棟数

(参考表2)

(棟)

区 分		対象施設	S56年5月以前に建設	S56年6月以降に建設	計
災害拠点施設等	災害拠点施設	災害拠点施設Ⅰ	41	117	158
		□ 防災上重要な庁舎等（内数）	20	41	61
		災害拠点施設Ⅱ	528	386	914
	多数の者が利用する建築物		38	123	161
計			607	626	1,233

*上表の棟数は、防災上重要な庁舎等以外は、第一期プログラム策定時（県営住宅は含まない）

[凡例] □ の枠内は第一期プログラムの対象施設

□ の枠内は第二期プログラムの対象施設

※6 中規模施設等：旧耐震基準の建築物のうち災害拠点施設等以外の施設であって次の①又は②の規模要件を満たすもの及び災害拠点施設等のうち耐震化の時期が平成28年度以降の施設

①木造以外：2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

②木造：3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの

※7 中規模施設等のうち、第二期プログラム対象施設の棟数

(参考表3)

(棟)

対象施設	S56年5月以前に建設	S56年6月以降に建設	計
災害拠点施設等及び中規模施設	985	1,338	2,323
□ 第二期プログラムの対象施設（内数）	173	-	173
小規模施設	2,241	2,182	4,423
総 計	3,226	3,520	6,746

*上表の棟数は平成27年3月31日現在（県営住宅は含まない）

[凡例] □ の枠内は第二期プログラムの対象施設（構造体の耐震化）

※8 小規模施設：災害拠点施設等又は中規模施設等のいずれにも該当しない施設。第二期プログラムの対象外。

(3) 新耐震基準で建設された災害拠点施設等の割増補強等と業務の継続に必要な機能の強化

ア 対象施設

災害応急対策の指揮、情報伝達活動を行う拠点施設又は救急医療活動を行う拠点施設のうち、延べ面積が1,000㎡以上の施設（以下「防災上重要な庁舎等」という。）であって、平成15年度までに建設された施設〔別表1〕

イ 実施目標

旧耐震基準の建築物のうち、第一期プログラムで評価値が1以上のため割増補強等が行われなかった4棟〔別表1②〕と新耐震基準の建築物のうち昭和63年度までに建設された14棟〔別表1③〕の合計18棟の割増補強等の完了を目標とする。

表3 防災上重要な庁舎等の割増補強等の目標 (棟)

区 分	旧耐震基準 の建築物		新耐震基準 の建築物		合 計	実施率	(参考) 構造計 算書の 点検 別表1 ④	
	別表1 ①,②	割増補 強等済	別表1 ③	割増補 強等済				
	a	b	c	d	e=a+c	f=b+d		f/e(%)
平成28年3月末	20	16	14	0	34	16	47.0	24
実施目標		4		14		18		
平成32年3月末		20		14		34	100	

ウ 実施内容

- (ア) 耐震診断及び割増補強等
- (イ) 設備の防災機能の強化（停電対策、断水対策及び公共下水道損傷対策等）

割増補強等を行う場合には、ライフラインの途絶を想定し、設備の防災機能の強化を行う。対象とする施設及び機能は、災害応急対策の活動内容を踏まえ、所管部局と協議して定める。

なお、第二期プログラムの対象外施設の設備の防災機能の強化については、所管部局が実施する。

エ 実施方法

- (ア) 昭和63年度までに建設された施設〔別表1②,③〕
 - a 耐震診断
 - (a) 対象施設については、平成30年度までに耐震診断を実施する。（第一期プログラムで耐震診断を実施した施設は除く。）
 - (b) 合同庁舎については、施設規模等から対策工事が長期にわたることが想定されるため優先して実施し、他の施設については建設年度の早い施設を優先する。

b 割増補強等

(a) 耐震診断の結果、割増の耐震性能が確認できない施設については、割増補強又は改築等を実施する。この場合における耐震性能の整備水準は、県有施設の耐震対策要綱（平成 14 年 12 月 11 日策定）による。

(b) 耐震化の方法として割増補強、改築、除却、用途変更等のいずれの方法によるかについては、耐震診断の結果並びに施設の利活用方針及び工事の業務への影響等を踏まえ、所管部局において検討する。なお、構造体コンクリートの推定強度が規定値より低い場合や補強工事の施工が困難な場合は、耐震改修以外の方法を検討する。（旧耐震基準で建設された中規模施設等の耐震化においても同様とする。）

(c) 割増補強等の実施は、原則として耐震性能の低い施設を優先する。ただし、大規模施設については、財政負担の平準化の観点から、個別に検討する。

(d) 合同庁舎及び警察署等については、割増補強等の実施に合わせて、設備の防災機能の強化を行う。

(イ) 平成元年度から平成 15 年度までに建設された施設〔別表 1 ④〕

a 構造計算書の点検※¹

県有施設耐震化調整会議事務局（施設課）において、耐震診断に代えて構造計算書の点検を平成 30 年度までに行う。

b 割増補強等

対象施設の割増補強の進め方については、構造計算書の点検結果を踏まえ、県有施設耐震化調整会議で検討する。

(ウ) 平成 16 年度以降に建設された施設〔別表 1 ⑤〕

県有施設の耐震対策要綱に基づき、耐震性能の割増が行われて建設されているため、耐震診断及び割増補強等は実施しない。

※1 構造計算書の点検:平成元年度から平成 15 年度までに建設された施設については、「官庁施設の総合耐震計画標準」（昭和 62 年 4 月建設大臣官房官庁営繕部監修）及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に示された耐震性能の割増が行なわれている場合があるため、その状況を構造計算書の点検により確認する。

(4) 旧耐震基準で建設された中規模施設等の耐震化

ア 対象施設

旧耐震基準で建設された施設のうち、第一期プログラムにより耐震化が完了した施設以外で次のいずれかに該当する施設 [別表2]

(ア) 木造の建築物

3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの

(イ) 木造以外の建築物

2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

イ 実施目標

対象施設173棟すべての耐震化の完了を目標とする。

ウ 実施内容

耐震診断及び建築基準法の規定を満たす耐震改修等

エ 実施方法

(ア) 耐震診断

避難施設としても利用される学校施設を優先し、その他の施設は、建設年度の早い施設を優先する。

(イ) 耐震改修等

- a 耐震診断の結果、建築基準法の規定に満たない施設は、耐震改修等を実施する。
- b 耐震改修等の実施は、原則として耐震性の低い施設を優先する。

(5) 吊り天井等の非構造部材の耐震化

ア 対象施設

次のいずれかに該当する天井 [別表3]

(ア) 中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び短期大学の屋内運動場（武道場、講堂及び屋内プールを含む。）のうち、高さが6mを超える吊り天井又は水平投影面積が200㎡を超える吊り天井

(イ) 建築基準法施行令第39条第3項に規定される特定天井^{※1}

※1 特定天井: 特定天井とは、吊り天井であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 居室、廊下その他の人が日常立入る場所に設けられるもの
- (2) 高さが6mを超える天井の部分で、その水平投影面積が200㎡を超えるもの
- (3) 天井面構成部材等の単位面積質量（天井の1㎡当たりの質量）が2kgを超えるもの

イ 実施目標

対象施設 51 棟のうち文化会館 3 棟を除く 48 棟の対策工事の完了を目標とする。文化会館については、計画期間内の対策の着手を目標とする。

ウ 実施内容

天井及び天井に設置された設備等の耐震調査及び落下対策（撤去、補強、軽量化等）

エ 実施方法

（ア）耐震調査

避難施設としても利用される学校施設を最優先とし、次いで専門的な工事を必要とする文化会館を優先する。

（イ）落下対策

耐震調査の結果、落下の危険性がある天井等については、落下対策を実施する。

（6）第二期プログラムの対象施設以外の施設の耐震化

第二期プログラムの対象外施設について、特に耐震診断又は耐震補強等を必要とする場合は、所管部局で実施するものとする。

5 県有施設耐震化調整会議の設置

第二期プログラムの策定、実施時期の調整及び進捗管理に関する事項は、対象施設の関係部局で構成する県有施設耐震化調整会議において行う。

6 プログラムの公表等

（1）プログラムの公表

プログラムの内容は公表する。また、耐震診断及び耐震補強等の年度末の進捗状況についても公表する。

（2）進捗状況の公表時期等

進捗状況の公表は、次の方法により行う。

ア 耐震診断等の時期については、実施が確定した施設の予定年度を公表する。

イ 耐震診断等の結果については、実施年度及び評価値を公表する。

ウ 耐震化等の結果については、耐震化の方法及び完了年度を公表する。

災害拠点施設のうち防災上重要な庁舎等の対象施設

(別表1)

No.	施設名	建物名	建設年度	構造	階数		延べ面積 ㎡	用途区分	診断年度	評価値	
					地上	地下				ラン	ク

① 旧耐震基準の施設（割増補強が完了） 16棟

1	県庁	本館棟	S42	SRC	10	1	35,964	①			
2	県庁	議会棟	S43	RC・SRC	3	1	10,378	①			
3	上田合庁	本館棟	S46	RC	6	1	6,808	①			
4	諏訪合庁	本館棟	S48	S・SRC	6	1	7,367	①			
5	伊那合庁	本館棟	S49	RC	5	1	11,844	①			
6	飯田合庁	本館棟	S46	RC	6	1	8,951	①			
7	木曾合庁	本館棟	S57	RC	5	1	6,680	①			
8	大町合庁	本館棟	S54	RC	5	1	8,666	①			
9	長野合庁	本館棟	S35/S40	RC	5	1	7,427	①			
10	飯田合庁	別館棟	S46	RC	3	0	1,557	①			
11	長野中央警察署	本館	S49	RC	4	1	5,246	①			
12	小諸警察署	庁舎	S47	RC	3	1	1,492	①			
13	伊那警察署	庁舎	S51	RC	3	0	1,885	①			
14	飯田警察署	庁舎	S53	RC	3	0	2,588	①			
15	松本警察署	庁舎	S55	RC	6	1	5,559	①			
16	松本警察署	別館	S55	RC	2	0	1,015	①			

② 旧耐震基準の施設（第二期プログラムの割増補強の対象） 4棟

17	総合リハビリテーションセンター	管理医療棟	S48	RC	3	0	2,611	①	H18	C	1.10
18	環境保全研究所安茂里庁舎	本館	S43	RC	3	0	2,126	①	H20	C	1.03
19	長野南警察署	庁舎	S45	SRC	3	0	1,384	①	H18	C	1.01
20	木曾警察署	庁舎	S47	RC	3	0	1,672	①	H20	C	1.05

③ 新耐震基準の施設（第二期プログラムの耐震診断及び割増補強等の対象） 14棟

21	佐久合同庁舎	本館棟	S63	RC	5	1	9,597	①	H28		
22	松本合同庁舎	本館棟会議棟	S59	RC	5	1	23,708	①	H28		
23	北信合同庁舎	本館棟	S63	RC	4	0	4,319	①	H28		
24	北信合同庁舎	公用車庫	S63	S	1	0	1,080	①	H28		
25	総合リハビリテーションセンター	病棟	S57	RC	3	0	3,788	①	H28		
26	安曇野庁舎	庁舎	S62	RC	4	0	3,805	①			
27	北信運転免許センター	庁舎	S58	RC	3	0	2,250	①	H28		
28	中野警察署	庁舎	S62	RC	3	0	1,838	①			
29	丸子警部交番	庁舎本館	S57	RC	3	0	1,646	①	H28		
30	望月警部交番	庁舎本館	S58	RC	2	0	1,332	①	H28		
31	辰野町警部交番	庁舎	S59	RC	4	0	1,588	①	H28		
32	阿南警察署	庁舎本館	S60	RC	3	0	1,676	①			
33	塩尻警察署	庁舎本館	S61	RC	3	0	1,813	①			
34	大町警察署	庁舎	S63	RC	3	0	1,864	①			

④ 新耐震基準の施設（第二期プログラムの構造計算書の点検の対象） 24棟

35	消防防災航空センター	消防防災航空センター	H9	S	2	0	1,414	①			
36	県庁舎	議会増築棟	H4	SRC	4	1	5,406	①			
37	県庁舎	立体駐車場	H8	RC	2	0	2,000	①			
38	県庁舎	西庁舎	H10	SRC	4	2	9,986	①			
39	長野保健所	庁舎	H2	RC	4	0	6,732	①			
40	飯山庁舎	本館棟	H2	RC	3	0	3,663	①			
41	総合リハビリテーションセンター	施設棟	H6	RC	2	0	6,770	①			
42	佐久建設事務所	本館	H9	RC	4	0	2,210	①			
43	千曲庁舎	本館棟	H6	RC	3	1	2,749	①			
44	中野庁舎	庁舎	H4	RC	4	0	3,749	①			
45	航空隊	隊舎	H5	S	2	0	1,399	①			
46	警察機動センター	庁舎	H2	RC	3	0	1,866	①			
47	警察機動センター	別館	H5	S	2	0	1,045	①			
48	中南信運転免許センター	庁舎	H2	RC	2	0	4,367	①			
49	飯山警察署	庁舎	H7	RC	3	0	2,429	①			
50	須坂警察署	庁舎	H4	RC	3	0	2,478	①			
51	長野南警察署	庁舎	H5	SRC	3	0	1,209	①			
52	千曲警察署	庁舎	H3	RC	3	0	2,781	①			
53	臼田警部交番	庁舎	H9	RC	3	0	2,240	①			
54	軽井沢警察署	庁舎	H5	RC	2	1	3,146	①			
55	岡谷警察署	庁舎	H1	RC	3	0	1,768	①			
56	駒ヶ根警察署	庁舎	H11	RC	3	0	2,196	①			
57	安曇野警察署	庁舎本館	H2	RC	3	0	1,771	①			
58	茅野警察署	庁舎	H13	RC	3	0	2,732	①			

⑤ 新耐震基準の施設（割増の耐震性能により改築） 3棟

59	諏訪警察署	庁舎	H21	RC	4	0	3,979	①			
60	上田警察署	庁舎	H25	RC	5	0	6,325	①			
61	佐久警察署	庁舎	建設中	RC	5	1	6,654	①			

旧耐震基準で建設された中規模施設等の対象施設

(別表2)

No.	施設名	建物名	建設年度	構造	階数		延べ面積 ㎡	用途区分	診断年度	評価値		耐震化等 の方法
					地上	地下				ランク		
1	上田合同庁舎	南棟	S55	S	2	0	467	㊦				
2	上田合同庁舎	自動車車庫A	S46	S	1	0	567	㊦				
3	上田合同庁舎	自動車車庫B	S46	S	1	0	432	㊦				
4	諏訪合同庁舎	人工地盤駐車場	S48	RC	1	0	1,394	㊦				
5	諏訪合同庁舎	大型車庫	S48	S	2	0	463	㊦				
6	飯田合同庁舎	車庫	S46	S	1	0	405	㊦				
7	西駒郷A地区	駒ヶ根日中支援3号棟NO. 1	S43	RC	1	0	364	㊦				
8	松本食肉衛生検査所	本館	S47	RC	1	0	312	㊦				
9	上田食肉衛生検査所	庁舎	S49	RC	1	0	253	㊦				
10	長野食肉衛生検査所	事務所	S55	RC	1	0	260	㊦				
11	乗鞍自然保護センター	乗鞍自然保護センター	S54	RC	1	0	835	㊦				
12	長野技術専門学校	管理棟	S46	RC	2	0	1,427	㊦				
13	長野技術専門学校	機械実習棟	S46	S	2	0	1,100	㊦				
14	長野技術専門学校	建築科実習棟	S46	S	1	0	1,139	㊦				
15	長野技術専門学校	体育館	S45	S	1	0	651	㊦				
16	岡谷技術専門学校	第2実習場	S37	S	1	0	264	㊦				
17	岡谷技術専門学校	A実習棟	S49	S	1	0	948	㊦				
18	岡谷技術専門学校	B実習棟	S50	S	1	0	325	㊦				
19	岡谷技術専門学校	管理棟	S51	RC	2	0	898	㊦				
20	飯田技術専門学校	実習棟A	S54	S	1	0	938	㊦				
21	飯田技術専門学校	実習棟B	S54	S	1	0	526	㊦				
22	飯田技術専門学校	管理棟	S55	RC	2	0	993	㊦				
23	工業技術総合センター(環境・情報技術部門)	本館	S43	RC	2	0	946	㊦				
24	工業技術総合センター(環境・情報技術部門)	附属館	S43	RC	1	0	221	㊦				
25	工業技術総合センター(環境・情報技術部門)	2号館	S43	S	1	0	772	㊦				
26	工業技術総合センター(環境・情報技術部門)	1号館	S43	S	1	0	756	㊦				
27	佐久家畜保健衛生所	本館	S47	RC	1	0	380	㊦				
28	伊那家畜保健衛生所	本館棟	S53	RC	1	0	393	㊦				
29	長野家畜保健衛生所	本館	S43	RC	2	0	456	㊦	H28			
30	水産試験場	魚病指導総合センター	S56	RC	2	0	570	㊦				
31	水産試験場佐久支場	本館	S45	S	1	0	534	㊦				
32	農業試験場	学生寮	S56	RC	2	0	736	㊦				
33	農業試験場八重森庁舎	管理棟	S53	RC	2	0	694	㊦				
34	南信農業試験場本館	本館	S50	RC	2	0	860	㊦				
35	畜産試験場	牛繁殖研究室	S39	CB	1	0	266	㊦				
36	畜産試験場	旧本館	S41	RC	2	0	830	㊦				
37	林業大学校	男子寮(翌検寮)	S54	W	2	0	627	㊦	H28			
38	林業大学校	本館	S53	W	2	0	592	㊦				
39	林業大学校	講堂	S53	S	2	0	243	㊦				
40	大町建設事務所大町重機車庫	重機車庫	S45	S	1	0	330	㊦				
41	大町建設事務所白馬除雪基地	除雪重機格納庫	S51	S	2	0	473	㊦				
42	望月少年自然の家	本館棟	S51	RC	1	0	2,216	㊦				
43	望月少年自然の家倉庫	望月少年自然の家倉庫	S51	CB	2	0	165	㊦				
44	下高井農林高校	渡り廊下	S40	RC	2	0	138	㊦	H28			
45	下高井農林高校	部室	S41/S55	S	2	0	187	㊦	H28			
46	中野立志館高校	部室	S55	CB	2	0	67	㊦				
47	須坂東高校	渡り廊下・昇降口棟	S48	RC	2	0	322	㊦	H28			
48	須坂東高校	合宿所	S56	S	2	0	235	㊦	H28			
49	須坂園芸高校	機械室車庫	S44	S	1	0	327	㊦				
50	北部高校	部室	S54	CB	2	0	208	㊦				
51	長野西高校	合宿所	S54	RC	2	0	383	㊦				
52	長野西高校中条校	合宿所	S56	S	2	0	235	㊦				
53	長野商業高校	渡り廊下	S48	RC	2	0	38	㊦	H28			
54	長野東高校	渡り廊下(東側普通教室棟1.2F~特別教室棟)	S50	RC	2	0	81	㊦	H28			
55	長野東高校	渡り廊下(東側1.2F管理棟~普通教室棟)	S51	RC	2	0	162	㊦	H28			
56	長野東高校	部室棟(北側)	S51	CB	2	0	143	㊦	H28			
57	長野東高校	部室棟(プール南側)	S52	CB	2	0	143	㊦	H28			
58	長野工業高校	部室北棟	S45	CB	1	0	316	㊦				
59	松代高校	渡り廊下	S42	RC	2	0	162	㊦	H28			
60	屋代高校	階段室棟	S54	S	2	0	61	㊦	H28			
61	上田千曲高校	部室	S53	CB	1	0	201	㊦				
62	上田高校	昇降口・渡り廊下棟	S55	RC	2	0	233	㊦	H28			
63	上田高校	渡り廊下	S56	S	2	0	140	㊦	H28			
64	上田高校	合宿所	S55	RC	2	0	165	㊦	H28			

旧耐震基準で建設された中規模施設等の対象施設

(別表2)

No.	施設名	建物名	建設年度	構造	階数		延べ面積 ㎡	用途区分	診断年度	評価値	
					地上	地下				ランク	耐震化等の方法
65	上田高校	部室	S56	CB	2	0	333	⑦	H28		
66	上田高校	合宿所	S39	RC	2	0	740	⑦	H28		
67	上田染谷丘高校	2校舎西渡り廊下	S44	RC	2	0	159	⑦	H28		
68	上田染谷丘高校	2校舎東渡り廊下	S44	RC	2	0	132	⑦	H28		
69	上田東高校	部室	S54	CB	2	0	270	⑦			
70	上田東高校	便所	S53	RC	2	0	146	⑦			
71	上田東高校	合宿所	S56	S	2	0	235	⑦			
72	丸子修学館高校	渡り廊下	S56	RC	2	0	273	⑦	H28		
73	丸子修学館高校	部室	S55	CB	2	0	225	⑦	H28		
74	蓼科高校	渡り廊下・昇降口棟	S38	SRC	2	0	278	⑦	H28		
75	軽井沢高校	部室	S56	CB	2	0	147	⑦			
76	佐久平総合技術高校(浅間)	渡り廊下・便所棟	S39	RC	2	0	277	⑦			
77	佐久平総合技術高校(浅間)	合宿所	S56	S	2	0	235	⑦			
78	佐久平総合技術高校(白田)	北渡り廊下	S45	S	2	0	163	⑦	H28		
79	佐久平総合技術高校(白田)	南渡り廊下	S45	S	2	0	118	⑦	H28		
80	野沢北高校	渡り廊下・便所棟	S39	RC	2	0	285	⑦	H28		
81	野沢南高校	東渡り廊下	S47	RC	2	0	150	⑦	H28		
82	野沢南高校	部室	S47/S50	S	1	0	204	⑦	H28		
83	野沢南高校	男子便所	S50	CB	2	0	48	⑦	H28		
84	小海高校	渡り廊下・昇降口棟	S54	RC	2	0	284	⑦	H28		
85	小海高校	西渡り廊下	S54	S	2	0	144	⑦	H28		
86	富士見高校	渡り廊下	S39	RC	2	0	153	⑦	H28		
87	富士見高校	部室	S55	CB	2	0	80	⑦	H28		
88	茅野高校	東渡り廊下	S43	RC	2	0	120	⑦	H28		
89	諏訪清陵高校	艇庫・部室	S55	S	2	0	315	⑦			
90	下諏訪向陽高校	部室	S55	CB	2	0	201	⑦			
91	岡谷南高校	渡り廊下	S55	S	2	0	220	⑦	H28		
92	岡谷南高校	部室	S56	CB	2	0	433	⑦			
93	岡谷南高校	プール更衣室棟	S56	CB	2	0	60	⑦			
94	辰野高校	渡り廊下・生徒会室棟	S45	RC	2	0	280	⑦			
95	箕輪進修高校	体育器具部室	S44	S	2	0	82	⑦			
96	高遠高校	部室	S55	S	2	0	68	⑦			
97	伊那北高校	渡り廊下・昇降口棟	S42	S	2	0	295	⑦	H28		
98	伊那弥生ヶ丘高校	部室	S53	CB	2	0	225	⑦			
99	赤穂高校	渡り廊下・昇降口棟	S40	RC	2	0	338	⑦	H28		
100	飯田高校	部室	S53	CB	2	0	328	⑦			
101	飯田風越高校	部室	S52	CB	2	0	225	⑦			
102	飯田風越高校	部室	S53	CB	2	0	158	⑦			
103	下伊那農業高校	部室	S51	CB	2	0	143	⑦			
104	阿智高校	部室	S54	CB	2	0	62	⑦			
105	阿智高校	部室	S55	CB	2	0	90	⑦			
106	阿南高校	合宿所・部室棟	S58	S	4	0	468	⑦	H28		
107	塩尻志学館高校	部室	S48	S	2	0	290	⑦			
108	梓川高校	渡り廊下	S50	RC	2	0	50	⑦	H28		
109	松本工業高校	渡り廊下	S48	RC	2	0	89	⑦	H28		
110	松本県ヶ丘高校	渡り廊下・昇降口棟	S49	S	2	0	327	⑦	H28		
111	松本県ヶ丘高校	部室A	S52	S	2	0	78	⑦	H28		
112	松本県ヶ丘高校	部室B	S55	CB	2	0	80	⑦	H28		
113	松本美須ヶ丘高校	渡り廊下	S50	S	2	0	179	⑦	H28		
114	松本深志高校	部室	S52	CB	2	0	101	⑦			
115	松本蟻ヶ崎高校	便所棟	S50	CB	2	0	32	⑦			
116	松本蟻ヶ崎高校	便所棟	S55	S	2	0	135	⑦			
117	松本筑摩高校	西渡り廊下	S46	S	2	0	141	⑦	H28		
118	松本筑摩高校	部室	S52	CB	2	0	101	⑦	H28		
119	松本筑摩高校	渡り廊下	S53	RC	2	0	95	⑦	H28		
120	松本筑摩高校	部室	S54	CB	2	0	142	⑦	H28		
121	南安曇農業高校	部室	S46	CB	1	0	214	⑦			
122	穂高商業高校	部室	S53	CB	2	0	90	⑦			
123	池田工業高校	渡り廊下・昇降口棟	S43	S	2	0	320	⑦	H28		
124	池田工業高校	更衣室棟	S53	S	2	0	154	⑦	H28		
125	大町高校	合宿所	S56	S	2	0	331	⑦			
126	長野中央警察署	庁舎	S49	S	2	0	250	⑦			
127	警察学校	柔剣道場	S51	SRC	2	0	966	⑦	H28		
128	常盤城職員宿舎	職員宿舎	S43	CB	2	0	381	⑦			

旧耐震基準で建設された中規模施設等の対象施設

(別表2)

No.	施設名	建物名	建設年度	構造	階数		延べ面積 ² m	用途区分	診断年度	評価値		耐震化等の方法
					地上	地下				ランク		
129	溪山荘	職員宿舎	S55	RC	3	0	813	⑦				
130	飯田寮	職員宿舎	S48	RC	3	0	648	⑦				
131	ちごの荘	職員宿舎	S55	RC	3	0	812	⑦				
132	妻科アパート	職員宿舎	S53	RC	3	0	737	⑦				
133	新諏訪31～36号宿舎	職員宿舎	S46	RC	2	0	311	⑦				
134	沼田教職員独身寮	職員宿舎	S55	RC	3	0	667	⑦				
135	居町職員宿舎	職員宿舎	S54	RC	4	0	992	⑦				
136	青木島職員宿舎	職員宿舎	S48	RC	4	0	468	⑦				
137	稲葉独身寮	職員宿舎	S56	RC	4	0	884	⑦				
138	岩船職員宿舎A	職員宿舎	S55	CB	2	0	322	⑦				
139	上山田職員宿舎	職員宿舎	S55	CB	2	0	226	⑦				
140	大星宿舎	職員宿舎	S50	CB	2	0	429	⑦				
141	中丸子職員宿舎	職員宿舎	S55	CB	2	0	310	⑦				
142	柏木東職員宿舎	職員宿舎	S55	CB	2	0	315	⑦				
143	長土呂職員宿舎	職員宿舎	S56	CB	2	0	348	⑦				
144	紅雲台職員宿舎	職員宿舎	S47	CB	2	0	290	⑦				
145	勝間宿舎	職員宿舎	S52	CB	2	0	305	⑦				
146	泉ヶ丘宿舎	職員宿舎	S56	CB	1	0	240	⑦				
147	矢ヶ崎職員宿舎	職員宿舎	S48	CB	2	0	502	⑦				
148	田辺職員宿舎	職員宿舎	S53	CB	2	0	302	⑦				
149	大熊職員宿舎(B)	職員宿舎	S45	CB	2	0	816	⑦				
150	湊宿舎	職員宿舎	S54	RC	3	0	558	⑦				
151	境職員宿舎	職員宿舎	S53	RC	3	0	620	⑦				
152	竜東職員宿舎	職員宿舎	S56	RC	3	0	691	⑦				
153	伊那富職員宿舎	職員宿舎	S54	CB	2	0	205	⑦				
154	小城職員宿舎	職員宿舎	S53	CB	2	0	103	⑦				
155	小城職員宿舎	職員宿舎	S54	CB	2	0	206	⑦				
156	黒田職員宿舎B	職員宿舎	S50	RC	4	0	729	⑦				
157	黒田職員宿舎B	職員宿舎	S50	RC	4	0	729	⑦				
158	飯田警察署独身寮	職員宿舎	S40	CB	2	0	311	⑦				
159	黒田職員宿舎C	職員宿舎	S47	CB	2	0	473	⑦				
160	立谷職員宿舎	職員宿舎	S54	CB	2	0	211	⑦				
161	田尻職員宿舎	職員宿舎	S56	CB	1	0	247	⑦				
162	高出職員宿舎	職員宿舎	S51	S	2	0	385	⑦				
163	神田職員宿舎	職員宿舎(K15)	S49	RC	3	0	883	⑦				
164	神田職員宿舎	職員宿舎(K12)	S47	RC	3	0	245	⑦				
165	寿北職員宿舎	職員宿舎A	S54	CB	2	0	217	⑦				
166	豊科職員宿舎A	職員宿舎	S51	CB	2	0	452	⑦				
167	長野県社会福祉総合センター	事務所	S47	RC	6	0	8,716	⑥	H6	B	0.55	F
168	東御清翔高校	管理教室棟	S44	RC	3	0	2,890	④	H21	B	0.67	C
169	県庁舎	東庁舎	S29	RC	4	0	2,064	⑥	H7	a	0.45	E
170	ホク外文化ホール	集会場	S57	SRC	4	1	22,283	④	H21	B	0.95	B
171	短期大学	実験実習室	S48	RC	3	0	4,091	⑥	H21	B	0.58	E
172	短期大学	講義室	S49	SRC	3	0	2,307	⑥	H21	B	0.80	E
173	松川青年の家	体育館	S53	RC	1	0	695	②	H26	A	0.45	E

※No.167～173は、災害拠点施設等のうち耐震化の時期が平成28年度以降の施設

吊り天井等の非構造部材の耐震化の対象施設

(別表3)

No.	施設名	建物名	建設年度	構造	階数		延べ面積㎡	対象室	天井面積㎡	用途区分	調査年度
					地上	地下					
1	佐久合同庁舎	庁舎	H1	SRC	5	1	9,597	玄関ホール 講堂	220 350	① ①	H28 H28
2	松本合同庁舎	庁舎	S59	RC	5	1	23,708	玄関ホール 講堂	217 510	① ①	H28 H28
3	県庁舎	本館棟(玄関ホール)	S42	SRC	10	1	36,197	玄関ホール	210	①	H28
4	県短期大学	教養棟	S62	RC	3	0	1,793	講堂	306	⑥	
5	ホクト文化ホール	ホクト文化ホール	S57	SRC	4	0	22,283	中ホールホワイエ 玄関ホール上部 小ホール客席 中ホール客席 大ホール客席	294 251 254 648 1,124	④ ④ ④ ④ ④	H27 H27 H27 H27 H27
6	伊那文化会館	伊那文化会館	S63	SRC	4	0	11,561	玄関ホール 大ホール舞台 大ホール客席 大ホールホワイエ 小ホール	262 857 739 222 450	④ ④ ④ ④ ④	H28 H28 H28 H28 H28
7	キッセイ文化ホール	キッセイ文化ホール	H4	SRC	5	0	16,497	大ホール 中ホール 玄関ホール 国際会議室	1,030 953 250 340	④ ④ ④ ④	H28 H28 H28 H28
8	佐久創造館	佐久創造館	S55	SRC	2	0	4,875	アリーナ	1,120	⑥	
9	男女共同参画センター	ホール	S59	RC	4	0	3,352	ホール	400	⑥	
10	長野県障がい者福祉センター	本館棟	H9	SRC	3	0	7,172	体育館 多目的ホール プール	970 232 785	③ ③ ③	
11	社会福祉総合センター	本館	S47	RC	6	0	8,716	玄関ホール 講堂	473 288	⑥ ⑥	
12	福祉大学校	本館	H6	RC	3	0	3,864	ホール	468	⑥	H28
13	飯田勤労者福祉センター	本館	H8	RC	3	0	3,398	体育館	691	⑥	
14	総合教育センター	講堂棟	H8	RC	2	0	1,250	講堂	680	⑥	
15	総合教育センター	食堂棟	H8	RC	1	0	822	食堂ホール	350	⑥	
16	総合教育センター	管理研修棟	H8	RC	3	0	13,994	メインラウンジ	316	⑥	
17	須坂高校	体育館	S46	S	2	0	1,428	アリーナ	1,006	④	H27
18	須坂園芸高校	体育館	S42	S	1	0	1,064	アリーナ	816	④	H27
19	長野高校	体育館	H6	RC	3	0	4,139	アリーナ	659	④	H27
20	長野高校	管理混合教室棟(南棟)	H6	RC	3	0	4,464	昇降口	220	④	H27
21	長野東高校	体育館	S50	S	2	0	1,646	アリーナ	1,216	④	H27
22	長野工業高校	体育館	S41	S	1	0	1,453	アリーナ	932	④	H27
23	長野工業高校	格技室	S43	S	1	0	760	格技室	760	④	H27
24	篠ノ井高校	格技室	H8	RC	3	0	3,588	格技室	384	④	H27
25	松代高校	体育館	S43	RC	2	0	1,064	アリーナ	816	④	H27
26	松代高校	格技室	S44	S	1	0	397	格技室	397	④	H27
27	屋代高校	体育館	S42	S	2	0	1,556	アリーナ	945	④	H27
28	屋代南高校	体育館	S43	S	2	0	908	アリーナ	832	④	H27
29	上田千曲高校	体育館	S48	S	2	0	1,820	アリーナ	1,079	④	H27
30	上田染谷丘高校	体育館	S44	S	2	0	1,500	アリーナ	1,214	④	H27
31	上田東高校	体育館	S50	S	1	0	1,140	アリーナ	1,140	④	H27
32	東御清翔高校	体育館	S45	S	2	0	1,072	アリーナ	832	④	H27
33	岩村田高校	体育館	S43	S	2	0	1,133	アリーナ	945	④	H27
34	白田高校	体育館	S45	S	2	0	1,513	アリーナ	1,073	④	H27
35	茅野高校	体育館	S43	S	2	0	1,111	アリーナ	832	④	H27
36	箕輪進修高校	体育館	S48	S	1	0	1,282	アリーナ	913	④	H27
37	箕輪進修高校	格技室	S42	RC	1	0	232	格技室	232	④	H27
38	上伊那農業高校	体育館	S48	S	1	0	913	アリーナ	818	④	H27
39	松川高校	体育館	S61	S	1	0	832	アリーナ	672	④	H27
40	松本工業高校	体育館	S50	S	2	0	1,646	アリーナ	1,216	④	H27
41	松本深志高校	講堂	S9	RC	1	0	835	講堂	676	④	H27
42	長野養護学校	体育館	S60	RC	1	0	634	アリーナ	602	④	H27
43	松本養護学校	体育館	S48	S	1	0	540	アリーナ	546	④	H27
44	上田養護学校	体育館	S54	RC	1	0	560	アリーナ	535	④	H27
45	飯田養護学校	体育館	S59	S	1	0	525	アリーナ	525	④	H27
46	飯田養護学校	管理教室棟	S59	RC	1	0	411	玄関ホール	383	④	H27
47	安曇養護学校	体育館	S62	RC	1	0	532	アリーナ	400	④	H27
48	安曇養護学校	管理混合教室棟	S62	RC	1	0	1,196	玄関ホール	200	④	H27
49	飯山養護学校	体育館	H3	RC	1	0	597	アリーナ	469	④	H27
50	花田養護学校	体育館	S56	RC	2	0	462	アリーナ	336	④	H27
51	寿台養護学校	体育館	S58	RC	2	0	597	アリーナ	450	④	H27

凡例

I 用途区分（別表1～3）

記号	耐震安全性の分類	区 分
①	I 類	災害対策の指揮、情報伝達等のための施設及び救急医療活動を行う施設等のうち、拠点として機能すべき施設（庁舎、病院、保健所等）
②	II 類	避難所として位置づけられた施設
③		要支援者施設等人命の安全性確保が特に必要な施設（社会福祉施設等）
④		生徒の応急教育施設等（学校の校舎・寄宿舎、文化施設）
⑤		災害対策の指揮、情報伝達のための施設及び救急医療を行う施設等の拠点施設以外
⑥	III 類	多数の者が利用する建築物
⑦		①から⑥のいずれにも該当しない施設のうち中規模施設

II 耐震性能ランク^{※1}及び評価値（別表1、別表2）

	耐震性能ランク		評価値		大地震の振動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性
	新	旧 ^{※2}	耐震安全性の分類	評価値	
割増	A	a	I・II・III類	評価値<0.5	高い。
	B	b	I・II・III類	0.5≤評価値<1.0	ある。
	C	c	I 類	1.0≤評価値<1.5	低い。しかし、要求される機能が確保できない恐れがある。
			II 類	1.0≤評価値<1.25	
	D	d	I 類	1.5≤評価値	低い。I 類及びII 類の施設でも要求される機能が確保できる。
			II 類	1.25≤評価値	

※1 耐震性能ランク：倒壊の危険性を表す区分

※2 旧基準（官庁施設の総合耐震計画標準（昭和62年4月））による診断を示す。

III 構造体の耐震化等の方法（別表1、別表2）

記号	方法
A	免震工法
B	耐震補強
C	改築
D	大規模改修
E	除却・廃止・移管
F	検討中・その他
W	割増改修

IV 特定天井等の調査結果（別表3）

記号	天井告示 [※] の適合状況
適	適合
非適	非適合

※天井告示：特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成25年国土交通省告示第771号）

V 特定天井等の耐震化等の方法（別表3）

記号	方法	
A	天井撤去（再設置なし）	
B	天井撤去・再設置	軽量化
C		耐震化
D	落下防止ネット等の設置	
E	その他	